

令和6年度喜茂別町地域おこし協力隊（委託型）募集要項 その2

1. 趣旨

喜茂別町は、えぞ富士と呼ばれる羊蹄山をはじめ緑豊かな山岳地帯に抱かれ、尻別川や喜茂別川の清流に恵まれた農業の町です。人口1,900人程度、高齢化率約40%と厳しい状況にあり、地域力の維持と強化を図るため、地域外からの人材や新たな発想・能力を積極的に誘致することが必要です。

しかしながら、喜茂別町では、住居の不足が町への移住のハードルとなっている点が課題として考えられ、その原因の一つに「空き家」の有効活用ができていないことがあげられます。

そこで、今回の募集では、空き家関連の業務を行いながら、喜茂別町での定住を目指す、「地域おこし協力隊員（委託型）」を募集します。

2. 募集人数

1名

3. 募集対象

(1) 申込時点で3大都市圏又は地方都市部等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に居住し、地域おこし協力隊として採用決定（委嘱）後に、喜茂別町に住民票を異動できる方。

※詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに記載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認票」の北海道喜茂別町の欄をご確認ください。

(2) 委嘱期間終了後も本町に定住する意思がある方

(3) パソコン（メール、インターネット、Word、Excel）の基本操作が可能で、SNSを活用できる方

(4) 土日及び祝日など不規則な業務に対応できる方

(5) 普通自動車免許を有している方

(6) 宅地建物取引士の資格を有している方

(7) 不動産業界での勤務経験が概ね3年以上ある方

4. 雇用の有無および委嘱の形態

町との雇用関係は無く、町と地域おこし協力隊員の間で業務委託契約を締結します。

5. 業務の内容

喜茂別町役場総務課に所属し、町担当者と協力しながら“空き家コーディネーター”として以下の活動を行っていただきます。

(1) 空き家バンクの運営に係る活動

- ・ 空き家の現地調査
- ・ 空き家所有者及び利活用者からの相談、問い合わせ対応
- ・ 空き家バンクへの登録を促す活動 など

(2) 空き家等の利活用に係る活動

- ・ 空き家のマッピングと台帳の作成
- ・ 空き家の利活用に関する情報発信
- ・ 空き家の利活用に関するセミナーの企画実施 など

(3) その他

- ・ 町内イベントの支援
- ・ 町外で実施される研修や会議等への出席
- ・ 定期的な活動報告 など

6. 委託料等

月額 307,000円 (税込)

うち 基本委託料	266,200円
住居費	27,000円
車両借上費	15,000円
ガソリン代	15,000円
パソコン借上料	8,000円

7. 活動場所

喜茂別町役場および町内全域

8. 活動期間

令和6年9月1日から令和7年3月31日

※期間は最大3年で、契約は会計年度毎に行います。

9. 活動時間

原則8時45分～17時30分（1時間の休憩含む）とします。

10. 選考の流れ

(1) 募集（第1次選考）

【期間】

令和6年6月3日～令和6年7月3日（提出書類必着）

【提出書類】

- ① 地域おこし協力隊（委託型）応募申込書
- ② 喜茂別町地域おこし協力隊（委託型）応募用紙
- ③ 誓約書
- ④ 運転免許証（両面）の写し
- ⑤ 住民票の写し ※世帯の全員の写し
- ⑥ 市町村税に滞納がないことを証明する書類

【提出先】

〒044-0292

北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別 123 番地

喜茂別町役場 まちづくり振興課まちづくり振興係

（担当：竹田・松本）

(2) 第1次選考結果（書類選考）

募集期間終了後概ね1週間以内に結果を通知します。

(3) 面接（第2次選考）

【予定日時】

令和6年7月17日（水）予定

※都合により日程も変更になる可能性もあります。

※日時は第1次選考結果と同時に連絡いたします。

【場所】

喜茂別町役場

※面接に必要な交通費等は自己負担となります。

(4) 第2次選考結果（面接）

面接終了後概ね1週間以内に結果を通知します。

1 1. 注意事項

(1) 生活について

- ・北海道内でも有数の豪雪地です。冬期間の除雪作業は毎日の日課となります。
- ・自家用車は、生活においても業務でも必須です。

(2) 住民票の異動は、必ず委嘱の日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると募集対象外となり、採用取消となる場合があります。

(3) 町とは雇用関係は無いため、健康保険及び年金等のご自身で加入し、保険料等を負担いただくこととなります。また、毎年確定申告や各社会保険等の支払いもご自身で行うこととなりますので、管理能力が必要です。

1 2. その他

(1) 委託業務に差し支えない範囲で兼業を認めます。

兼業とは、委嘱後に喜茂別町への定住の為に必要な業務を想定しており、応募時点で応募者が主として行っている事業を委嘱後も引き続き兼業することは原則認めません。

(2) 活動終了後の起業等支援策

起業を目指す地域おこし協力隊の方は、各種支援施策により任期終了後の活動をバックアップします。起業等支援策については、別紙「喜茂別町定住・起業化支援制度」をご確認ください。

(3) 募集に関する問い合わせ

個別のご相談についてもできる限り対応いたします。ご相談は担当までメールにてお問い合わせ下さい。

件名を「地域おこし協力隊募集に関する問い合わせ」としてください。概ね1週間以内にメールにて回答します。

お問合せ先：まちづくり振興課まちづくり振興係：竹田・松本

machi@town.kimobetsu.lg.jp